令 和 7 年 度

災害対策等に関する特別委員会記録

審　査　・　調　査　案　件

１．１２月定例会付託案件 …… １
１．令和２年７月豪雨及び令和７年８月大雨に係る災害対策等に関する諸問題の調査 …… １８

令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月曜日）

災害対策等に関する特別委員会会議録

令和７年１２月１５日　月曜日
　午前１０時００分開議
　午前１１時３６分閉議（実時間９６分）

○本日の会議に付した案件

１．議案第１０６号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第９号（関係分）
１．議案第１２７号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第１０号（関係分）
１．議案第１２３号・八代市立坂本診療所条例の制定について
１．令和２年７月豪雨及び令和７年８月大雨に係る災害対策等に関する諸問題の調査
（坂本支所等整備に関する進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長　谷口　徹君
副委員長　山本敬晃君
委員　大倉裕一君
委員　北園武広君
委員　田方芳信君
委員　谷川　登君
委員　友枝和也君
委員　深田浩介君
委員　村川清則君

※欠席委員　山本幸廣君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市長公室
　市長公室次長　吉永千寿君
　人事課長　田中博之君
市民環境部長　岩崎伸一君
　市民環境部次長　竹下圭一郎君
　循環社会推進課長　古田和弘君
　市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）　長船征洋君
農林水産部長　豊田浩史君
　農林水産部次長　村井幸治君
　農地整備課長　蓑星博之君
経済文化交流部
　経済文化交流部次長　田島功一郎君
　文化振興課長　米崎寿一君
建設部
　建設部次長　蓑田正樹君
　土木課長　髙田裕樹君
　都市整備課長　竹田圭志君
　復興整備課長　坂井宏全君
総務企画部
　泉支所産業建設課長　村上誠基君
健康福祉部
　健康福祉政策課長　福田裕之君

○記録担当書記　安永尚斗君
　右田理絵君

（午前１０時００分　開会）

○委員長（谷口　徹君）　それでは、定刻になりました。定足数にも達しておりますので、ただいまから災害対策等に関する特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に付されている案件は、さきに配付してある付託表のとおりであります。

◎議案第１０６号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第９号（関係分）

○委員長（谷口　徹君）　最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第１０６号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第９号中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第２款・総務費について、市

長公室から説明をお願いします。

○市長公室次長（吉永千寿君）　皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市長公室、吉永でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第１０６号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第９号のうち、市長公室所管分につきまして、御説明させていただきます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（谷口　徹君）　どうぞ。

○市長公室次長（吉永千寿君）　災害対策等に関する特別委員会付託分のうち、款２・総務費につきまして、御説明いたします。

予算書の１９ページをお願いいたします。

上段の表を御覧ください。

款２・総務費、項１・総務管理費、目１・一般管理費で７５０万１０００円を追加し、補正後の金額を３９億５７７２万１０００円としております。

内容は、令和７年８月の大雨災害から早期の復旧を図るため、佐世保市及び福岡市から技術職員２名の中長期派遣を受け入れるものでございまして、内訳としまして、１３節・使用料及び賃借料の９３万５０００円は二人分の住宅の借り上げ料、また、１８節・負担金補助金及び交付金の６５６万６０００円は人件費負担金を計上しているものでございます。

なお、特定財源は、その他のところで２万３０００円でございますが、これは住宅のインターネット通信料に係る派遣職員個人からの負担金でございます。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくお願いします。

○委員長（谷口　徹君）　それでは、今説明のあった部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（大倉裕一君）　大雨災害に関して、他市のほうから応援、派遣に来ていただくということは非常にありがたいお話でございます。この場を借りてお礼申し上げたいと思いますが、住宅借り上げ料の金額なんですけど、１月に直すと、これ、幾らのお部屋を借りていらっしゃるんでしょうか。

○市長公室次長（吉永千寿君）　９３万５０００円を二人で単純に割るとという話なので、住宅借り上げ料の月額賃料がどれぐらいかということでよろしいんですか、お尋ねは。

○委員長（谷口　徹君）　家賃は月額幾らでいいんですかね。

○委員（大倉裕一君）　家賃は月額幾らで９３万５０００円という予算が出ているのか。もう一つ付け加えて言いますと、こういった他市から来られたときの住宅料は何を基に算定をされるのかといったところで質問させてもらいたいと。

○人事課長（田中博之君）　まず、今回の内訳のほうから先に説明をさせていただきたいと思いますが、住宅の賃借料、こちらは駐車場代を含んでおりまして、月額が６万４０９０円の９か月分を見込んでおります。このほか、住宅を借りるに当たりましての礼金等ですね、あと、初期費用、待機費用等を含めておりまして、あと、住宅の総合保険、火災等の保険のほうも適用させていただいております。

算定の根拠となる部分ですけども、これまでも借り上げですね、例えば家具・家電一式が入ってるようなところを目安として、例えばそういう事例がありますので、そちらのほうを参考に借り上げをしているところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君）　分かりました。

それから、もう一つ、人件費のほうですけど、お二人で６５６万ということですけども、技術職の方、どのクラスと言っていいんですか、階級の方がいらっしゃるのかと、その人件

費も、どういう内訳になるのかといったところを教えてください。

○人事課長（田中博之君）　まず、人件費の積算の部分から説明をさせていただきたいと思いますが、令和２年７月豪雨ですね、こちらのほうで熊本市のほうからなんですけども、派遣をいただいております金額、こちらのほうを大体参考としまして、月割に割戻した上でこの金額を、大体１人当たり３２０万ぐらいを２人分として今回、積算として上げさせていただいております。

あと、派遣いただいている方ですけども、大体、本市におきましては主任クラスのほうを受け入れているところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、ございませんか。

○委員（谷川　登君）　今の大倉委員の質問とちょっと重なりますけども、派遣ということで、福岡からということで、２名、これは男か女か、それと、年齢あたりは。できれば教えてください。

○人事課長（田中博之君）　現在、１１月からですけども、佐世保市のほうから、男性の方ですね、３０代の方を受け入れておりまして、福岡市のほうはまだ、１月からですので、まだ決まっていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　ないようですので、以上で第２款・総務費について、終了いたします。

説明者の入替えをお願いします。

（執行部　入替え）

○委員長（谷口　徹君）　次に、歳出の第４款・衛生費及び第１０款・災害復旧費中、市民環境部関係分について、説明をお願いいたします。

○市民環境部長（岩崎伸一君）　皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第１０６号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第９号中、本委員会に付託されました第４款・衛生費と第１０款・災害復旧費の関係事業につきまして、竹下次長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○市民環境部次長（竹下圭一郎君）　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の竹下でございます。よろしくお願いします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（谷口　徹君）　どうぞ。

○市民環境部次長（竹下圭一郎君）　まず、第４款・衛生費について、説明させていただきます。

令和７年度八代市一般会計補正予算書・第９号の２０ページ下段を御覧ください。

款４・衛生費、項２・生活環境費、目３・廃棄物対策費で、補正前の額９億５２５４万６０００円に２億４３００万円を追加し、補正後の額を１１億９５５４万６０００円としております。

その右の補正額の財源内訳につきましては、特定財源として国庫支出金１億２１５０万円、一般財源１億２１５０万円を予定しております。

なお、一般財源につきましては、全額、財政調整基金からの繰入金を充当することとしてお

ります。

次に、事業の内容につきましては、右側説明欄になりますが、災害廃棄物処理事業（８月大雨）として、さきの８月大雨により発生しました泉町と東町、２か所の土砂混じり瓦礫の処理委託料２億４３００万円でございます。

具体的な内容につきましては配付しております別紙資料で御説明しますので、右肩に、令和７年１２月１５日、災害対策等に関する特別委員会、議案第１０６号、循環社会推進課と記載しております資料を御覧ください。

まず、被害状況についてですが、１ページ目が泉町古屋敷地区になります。

場所は、左の地図を御覧ください。八代市方面から国道４４３号古屋敷トンネル先を左折後、約１００メートル先の下岳郵便局がある集落で、地図の赤丸で示すところでございます。

右の状況写真ですが、土砂崩れにより土砂や倒木が家屋の屋根を越えて流入し、１戸の家屋が全壊となっております。

次に、２ページ目が東町坂谷地区になります。

場所は、左の位置図を御覧ください。県道１５５号氷川八代線沿いの宮地東コミュニティセンターを過ぎ、約１．６キロメートルを左折しすぐの集落で、少し分かりにくいとは思いますが、赤丸で示すところになります。

右の状況写真ですが、土砂崩れにより土砂や倒木が家屋１戸に流入し、全壊の判定になっております。

次に、３ページを御覧ください。

今回の処理方法について御説明します。

上段の図、処理フローを見ていただきますと、今回の土砂混じり瓦礫は現場から仮置場に運搬し、そこで土砂と木くず、瓦礫、プラスチック、金属などに分別します。その後、土砂については、埋立てまたは盛土資材として処分、木くず、瓦礫、プラスチック、金属などは焼却またはリサイクルとして処分する予定としております。

下段の予算につきましては、現段階では分別後の廃棄物量が見込めないため、全量を最終処分場への埋立処理として、処分単価を１トン当たり３万９０００円で積算しており、泉町下岳地区、東町坂谷地区を合わせて処理量５６６６トン、予算額２億４３００万円を見込んでおります。

以上が衛生費の説明になります。

続きまして、第１０款・災害復旧費について説明させていただきます。

予算書の２２ページ下段を御覧ください。

款１０・災害復旧費、項５・その他公共施設・公用施設災害復旧費、目１・その他公共施設・公用施設災害復旧費で、補正前の額１６９０万円に３０９２万１０００円を追加し、補正後の額を４７８２万１０００円としております。

右の特定財源は、地方債３０９０万円を予定しております。

事業の内容につきましては、右側説明欄になりますが、コミュニティセンター施設災害復旧事業（８月大雨）として、被災した千丁コミュニティセンター１階大集会場用の空調設備復旧を行う工事請負費３０９２万１０００円を計上しております。

被害状況につきましては別紙資料で御説明いたしますので、右肩に、委員会資料、令和７年１２月１５日、災害対策等に関する特別委員会、議案第１０６号、市民環境部市民活動政策課と記載しております資料を御覧ください。

被害箇所は、上段の平面図の右側、大集会場の隣にあります機械室内のパッケージエアコンが８月大雨による浸水で故障したため、復旧工事を行うものでございます。

工事の内容につきましては、空調設備一式のほか、配管、電気設備などの工事で、総額３０９２万１０００円を予定しております。

なお、工事期間の年度内完了が困難となることが見込まれますので、全額、繰越明許費の設定をしております。

以上が八代市一般会計補正予算・第９号中、市民環境部関係分の説明となります。御審議のほどよろしくお願いします。

○委員長（谷口　徹君）　それでは、今説明のあった部分について、質疑を行います。

○委員（谷川　登君）　今説明いただきましたけれども、先般の大雨の瓦礫の処分の泉町の、私の地元ですが、大した豪雨被害で、本当に１軒の方は避難して無事だったということで安心しておりますけれども、今現在、私も毎日見てまいりますけれども、復旧は今進んでおりますが、一応１億６０００万ぐらいの計画をしてあるようでございますが、今後の、何といいますかね、この金額に対して、年度、何月までの計画予定というのはどういったことで、地域の方にこの説明をしなければいけませんので、できれば教えていただきたいと思います。

○循環社会推進課長（古田和弘君）　循環社会推進課の古田です。よろしくお願いします。

泉町の状況でございますが、工事自体は今年１２月内での完了を予定しておりまして、今現在、土砂混じり瓦礫等の搬入を水処理センターの仮置場のほうにしておりまして、仮置場から最終処分場への廃棄物の処理が全て完了するのが２月ということで予定しております。

以上でございます。

○委員（谷川　登君）　もう一つ、確認ですが、下岳郵便局のですね、道路が通行できるようになっておりますけれども、その上のほうの土砂の上の部分ですたいね、もういつでも雨が降れば土砂の災害が起きるような状況の中で、今後、市としての上の工事の予定というのは大体、計画をされているのかお聞きしたいんですが。

○委員長（谷口　徹君）　それは所管が違うんですかね。

○循環社会推進課長（古田和弘君）　市民環境部のほうで所管しておりますのが、あくまでも宅地内に流入した土砂の撤去ということになりまして、その上の山手側の今後の予定というのは所管のほうが違っておりますので、即答が難しいかと思います。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、ございませんか。

○委員（大倉裕一君）　資料の中の説明のときに、処分経費で廃棄物量ごとの、種類ごとですね、単価が見込めないというか、単価の参考となるものがないということで最終処分へ埋立処理の単価を引用してきたということだったんですけど、この１トン当たり３万９０００円の金額を上回るようなことがあるかもしれないというふうに見ておいたほうがいいんですか。

○循環社会推進課長（古田和弘君）　単価につきましては、最終処分場の埋立単価が３万９０００円で、仮置場で廃棄物の種類ごとに、例えば木くずであったり、流木であったり、廃プラスチックであったりとかいった単価は、３万９０００円よりも安い２万５３００円が基準の単価、廃プラスチックはそれ以上の４万１０００円という単価でございますが、全体的に見るとこの金額内では必ず収まるはずであると認識しております。

以上です。

○委員（大倉裕一君）　素人なもんで分からないんですけど、仮置場で分別が必要なんですよね、まず。で、最終的に最終処分場に処分する単価が必要なのと、再利用とかリサイクルのところの費用が必要ということですよね。今の説明でいくと何か増えるんじゃないかなというふうなイメージが湧いたんですけど。それはなかとですね。

○循環社会推進課長（古田和弘君）　それぞれ廃棄物処理の単価は違っておりますが、廃棄物

処理総額で言いますとこの金額内では収まります。

○委員（大倉裕一君）　収まるということで理解をいたしますが、例えばですね、国庫支出金と繰入金が財源になってますよね。これが、例えば金額が下回った場合、国庫支出金とか繰入金とかはどういうふうな処理になるんですか。

○循環社会推進課長（古田和弘君）　財源につきましては、トータルかかった事業費の２分の１が国庫補助金ということになりますので、事業費が下がりますと当然、国庫補助金の額は下がりますが、率的には５０％というふうに、変更はございません。

○委員（大倉裕一君）　実績に対してですか。分かりました。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、ございませんか。

○委員（大倉裕一君）　災害復旧費のほうでお尋ねしたいんですけど、パッケージエアコンという製品を利用されているということなんですが、やっぱり原状復帰というか、災害前の形に復帰するということで基本行かれるんですか。このパッケージエアコンを導入される予定なのかということと、パッケージエアコンではない、例えば今、小型のやつのほうが安価でいいものが出てきてますので、そういった面を考えると壁かけ式の室内、何というんですか、家庭でも使うような、あれの大容量型を入れるということも可能ではないかというふうに、素人ながら思うんですけど、その辺りの判断はどのようにされているんでしょう。

○市民活動政策課長（長舩征洋君）　市民活動政策課、長舩でございます。よろしくお願いします。

ただいまの委員さんのお尋ねですけども、今までと同じパッケージエアコンの導入を考えております。災害復旧に関しましては同等程度というもので考えておりますので、今現在と同じパッケージエアコンというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○委員（大倉裕一君）　電気代とか、そういったところの検討というのは必要ないんですね。もともとの形の製品に置き換えさえすればいいというような考え方でいいんでしょうか。

○市民活動政策課長（長舩征洋君）　長舩でございます。

電気代等々はそこまで差がないということで考えております。ただ、設置場所と、あと、配管等、大体同じようなサイズで施設のほうに入り込みますので、ちょっとその辺を含めて、総合的な判断で同等品ということで考えております。

以上、お答えといたします。

○委員（大倉裕一君）　電気代は関係ないということであれば、もともとのパッケージエアコンの金額と屋内の壁かけ式のエアコンって物すごく金額が違うと思うんですよね。初期費用が変わってくると思うんですよ。壁かけ式のほうが有利なんじゃないですか、そう見れば。

○市民環境部長（岩崎伸一君）　委員さんおっしゃるのはそのとおり、様々な改修方法はあるかというふうに存じます。ただ、これが災害復旧でございますので、原則、今の機能と同じものを差し替えることによって起債の対象になってくるところでございますので、これを、機能を例えば１ついいのを加えるとかとなると、改修ということでちょっとこの起債と合わなくなってしまうというところがあって、いろいろ今おっしゃったようなほかの方法はないかというのは検討したところではございますが、改修したところによってその起債がちゃんと取れるかという問題があったので、それであれば今と同じものをやるのが一番いいということと、それと、大集会場がかなり大きゅうございますので、小さいパッケージというか、小さいエアコ

ンをたくさん集めてというふうな形がどこまでできるのかということを技術のほうとも話しましたところ、総合的に、今のパッケージのほうを取りあえずやり替えるという形が一番いいだろうというふうな結論に至ったところでございます。

○委員（大倉裕一君）　承知しました。

それと、質問を変えますけど、災害で浸水したと、大雨で浸水したということなんですけど、今度の災害復旧費に反映する工事内容というのを教えていただけますか。

○市民活動政策課長（長舩征洋君）　市民活動政策課、長舩でございます。

今回の工事内容でございますが、まず、室外機のほうが浸水が２３．５センチありましたので、まずそこのかさ上げを、約５０センチ程度かさ上げを入れております。

また、機械室のほうですけども、ここは天井高さもありますので、かさ上げじゃなくてドアのところに止水の機能を持たせた、加工してということで盛り込んでおります。あと、配管ダクト等々が内容に入っております。

以上、お答えといたします。

○委員（大倉裕一君）　浸水関係の対応は、室外機は２３．５に対して５０、あと、ドアの部分に対して防水対策というような話は分かりましたが、できれば、パッケージエアコンの周辺に防水堤を造るとか、そういったやっぱりこう、絶対入ってこん、つからんという、そういう形をしっかり考えるべきだというふうに思います。扉だけだったら、もう完全に水が引いてからじゃないと対応できないような状況も出てきますよね。そういったところも考えて対応いただきたいというふうに思います。

あと、工事費、災害復旧費が出てますけど、３０００万円ですね、物代と請負代って幾らぐらいの比率になってるんですか。

○市民活動政策課長（長舩征洋君）　市民活動政策課、長舩でございます。

まず、パッケージの物代が１２９０万円でございます。そのほか、設備、そのあとが配管ダクト等々になっております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君）　請負代の説明は今いただきましたっけ。据付けはたしか何かが条件になっているんですか。

○市民活動政策課長（長舩征洋君）　市民活動政策課、長舩でございます。

経費のほうが９１３万円になっております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君）　今のは、請負代が９１３万円ということで理解していいですね。（市民環境部長岩崎伸一君「工事費と、それから部品代とか……」と呼ぶ）

○委員長（谷口　徹君）　内訳があったら、それを述べていただければもう全てすっきりするかなと思いますけど。

○市民活動政策課長（長舩征洋君）　市民活動政策課、長舩でございます。

工事でいきますと、電気設備工事で４９万４０００円、機械設備工事で１８４８万２０００円しております。あと、今のが経費で、先ほどの９１３万３０００円ということでございます。（市民環境部長岩崎伸一君「あと、消費税」と呼ぶ）はい。あと、消費税になっております。

以上、お答えといたします。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、ありませんか。

○委員（大倉裕一君）　予算からちょっと外れてしまうんですけど、大雨災害の関係で、いいですか。

○委員長（谷口　徹君）　はい。

○委員（大倉裕一君）　農業関係の肥料、濡れた分とかの回収はされるという判断をされましたよね。（市民環境部長岩崎伸一君「そうです

ね、はい」と呼ぶ）だったですよね、農業部門ですね。災害の、何というかな、自営業、例えば屋内の、何というんですか、クロスを張り替えたりとか、そういった個人で事業をされている方々から、農業を出されるんであれば、俺たちの自営のそういった被害に遭った分についても無料で引き取るというようなですね、原因が天災でしょうというような相談を受けて、事務局を通して災害対策本部に相談をしてもらった経緯があるんですけど、何かうまく回答が返ってこないんですよ。事務局も専門じゃないので。その辺りの見解を聞きたいんですけど、いいですか。

○委員長（谷口　徹君）　答えられますか。

○循環社会推進課長（古田和弘君）　まず、一般廃棄物、今回、災害でうちのほうが仮置場とかで受入れを行ったのが、一般家庭から出る廃棄物のほうを受け入れております。事業所から出る廃棄物については、通常、一部を除きまして産業廃棄物に該当するものが多くて、今回、仮置場については一般家庭のみに限定して受入れを行ったところでございまして、事業所につきましては、通常の個別の処理をお願いしたところではございます。

仮に事業所からも受入れを行うとなった場合は、今回、量も、かなり被災地域も多かった関係で、大量の廃棄物の受入れということになりますと、当然、仮置場の受入れ場所も限定されますことから、一般家庭に絞った形の対応をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○市民環境部長（岩崎伸一君）　補足です。

先ほど委員おっしゃったように、結果的に農業のほうが、そういう肥料であるとかというのを受け入れた形になりましたが、今、循環社会推進課長のほうから説明がありましたとおり、先に農業とかそういうところとも話しまして、今回、我々はもうどれほどの量が入ってくるか分からないので、一般廃棄物に限定させてもらうと。農業とか、そういったものに関しては、業のほうを所管する課とかセクションというか、その部局のほうでどう処理するかというのは決めていただくというふうな話を最初にしておりまして、後から、農業のほうが処理のところを見つけて受入れを決めていったというふうなところでございまして、最初はやはり今回は一般廃棄物を我々としては受け入れようということで、市民環境部としては、その受入れをずっと続けたところでございます。

ただ、一般廃棄物か、あるいは、さっきおっしゃったような、御実家でやっておられて一般廃棄物と区別がつかないというようなものについては、現場で基本的には受け入れたりしたところはございますが、基本的に、そこで事業と一般というのは分けたところでございます。

○委員（大倉裕一君）　予算と外れますので深くは議論しませんけど、事の原因が大雨で、自営業をされている方の過失があってそういった災害事に遭ったわけじゃないので、産業廃棄物だとしても、そこに補助金をどっからか準備していただいて、少ない金額でもいいので、そういった補助制度ができないのかという相談が何件もやっぱりかかってきましたので、そういったところは今後の参考にしていただければというふうに思います。

委員長、すいません、ありがとうございました。

○委員長（谷口　徹君）　意見ということで承りたいと思います。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　以上で質疑は終了いたします。

意見がありましたらお願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　意見はありませんので、以上で第４款・衛生費及び第１０款・災害復旧費中、市民環境部関係分を終了いたします。

説明者の入替えをお願いいたします。

（執行部　入替え）

○委員長（谷口　徹君）　次に、第５款・農林水産業費及び第１０款・災害復旧費中、農林水産部関係分について説明をお願いします。

○農林水産部長（豊田浩史君）　皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部、豊田です。よろしくお願いします。

それでは、議案第１０６号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第９号中、当委員会に付託されました第５款・農林水産業費及び第１０款・災害復旧費のうち、農林水産部所管分について、村井農林水産部次長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○農林水産部次長（村井幸治君）　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部、村井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第１０６号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第９号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、失礼ですが、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（谷口　徹君）　どうぞ。

○農林水産部次長（村井幸治君）　それでは、一般会計補正予算書に基づき御説明いたします。

補正予算書の３ページをお願いします。

款５・農林水産業費、項１・農業費全体では、補正額７億８９６万４０００円を計上し、補正後の額を５２億６５９５万４０００円とするものでございますが、このうち当委員会に付託されます補正額は、令和７年８月大雨関係分の４億８７８７万１０００円となります。

また、款１０・災害復旧費、項１・農林水産業施設災害復旧費では、補正額１億８６３０万円を計上し、補正後の額を１１億６０６０万円とするもので、そのうち当委員会に付託されます補正額は、令和７年８月大雨関係分１億５５３０万円となります。

少しページが飛びまして、２１ページをお願いいたします。

上段の款５・農林水産業費、項１・農業費、目３・農業振興費では、補正額４億９１５２万７０００円を計上し、補正後の額を２５億３６７２万４０００円とするものでございますが、そのうち当委員会に付託されますものは、右側説明欄の２行目、早期営農再開支援事業（８月大雨）で、４億８７８７万１０００円となります。

これは、令和７年８月大雨により被害を受けた農業者へ、国の産地緊急支援対策及び県の令和７年８月大雨営農再開支援事業を活用し、資材の調達や栽培環境整備に係る経費の一部を補助することにより早期の営農再開を図るもので、９月定例会において１億７７９９万円を計上させていただいたところですが、１０月７日からの要望調査を行いましたところ、要望額が当初の見込みを大幅に上回ったため、補正をお願いするものでございます。

内訳としまして、生産資材調達に係る支援と栽培環境整備に係る支援がございますが、まず、生産資材調達に係る支援は、種子・種苗等の消費財の調達に対する費用のうち国５割、市２割、計７割の補助を行うもので、予算現額１億９８３万９０００円に対して不足額２億１７１９万８０００円を追加補正し、３億２７０３万７０００円とするものでございます。

次に、栽培環境整備の支援として、被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入経費などの掛かり増し経費の７

割、同じく国５割、市２割を補助するもので、予算現額４５６７万５０００円に対して不足額２億７０６７万３０００円を追加補正し、３億１６３４万８０００円とするものでございます。

合わせて４億８７８７万１０００円の追加補正となり、事業費は全体で６億６５８６万１０００円となります。

なお、特定財源としまして、県支出金３億４８４７万９０００円を予定しております。

続きまして、２２ページをお願いします。

上段の款１０・災害復旧費、項１・農林水産業施設災害復旧費、目１・林道施設災害復旧費では、補正額１億８６３０万円を計上し、補正後の額を８億４７０５万５０００円とするものでございますが、そのうち当委員会に付託されますものは、右側説明欄の２行目、林道施設災害復旧事業（８月大雨）で、１億５５３０万円となります。

これは、令和７年８月大雨により被災しました泉支所管内の林道大堀線ほか４路線８か所の災害復旧に係る工事費を補正するものでございます。

なお、特定財源として県支出金７７６５万円、市債６９８０万円を予定しております。

また、災害査定後の発注となりますことから、年度内に終了することが難しく、併せて全額、繰越明許費を設定しております。

資料として位置図、状況写真等を添付しておりますので、御確認ください。

以上で、議案第１０６号・一般会計補正予算・第９号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分の説明を終わります。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口　徹君）　ただいま説明のあった部分について、質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（大倉裕一君）　早期営農再開支援事業の財源なんですけど、国５割、市２割ですよね。県は何でないんですか。すいません、素朴な質問で。

○農林水産部長（豊田浩史君）　国のスキームで、国の５割は確定しているんですけれども、その後に地方自治体の負担とかは明記されていないのもありますが、通常の場合は、こういった５割出るときは県はあまり負担されない部分が多いですね。強い農業のやつでも、５割出る場合は県が負担するということはないようなことは多いです。その要綱に明記してあればまた話は別ですけれども。

今回は、この５割だけで市町村２割も負担してないところもございます、よそには。八代地域以外でございますけども、八代市は状況を見て２割までは何とか出さなければというところで措置したところでございます。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、ございませんか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑はないようですので、意見がありましたらお願いします。

○委員（谷川　登君）　林道のこの災害については、本当に山間部については、非常に、いろんな、生活道路とか、いろんな、林業の関係する方がかなり通られる場面もございますし、本当に早い、大変ですけれども、現場のほうは非常に厳しい状況のようでございますので、一日も早い復旧・復興をお願いしたいというふうにお願いします。そして、安全に工事が終わることを要望しておきます。

以上です。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、意見はありませんか。

○委員（村川清則君）　早期営農再開支援事業の申請の確認、私もたまたま役所におったもんですからちょっと行ったんですけれども、対応された職員の方が何か農業の現場をあまりにも

知らなさ過ぎる方ばっかりでしたので、もう説明に随分時間がかかりました。ほかの農家の方からも、随分苦情が私の下に来ました。幸い役所にはあんまり届いてないというふうに聞いておりますけれども、非常にふんまんを持っておられる方もおられましたし、それでも苗だけでもかなり出ましたので、その辺は安心しておられましたけれども、農薬とか、追加の施肥とか、とにかく説明するのに大ごとだったというような方もおられましたので、なるだけ、ＪＡの職員もおられましたけれども、特に県の職員の方が何か資材の名前も知らないような方でしたので、その辺、いかがかなと。もう次回からはもうちょっと現場を知っておられる方にお願いしたいものだと思いました。よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　意見はないようですので、以上で第５款・農林水産業費及び第１０款・災害復旧費中、農林水産部関係分を終了いたします。

説明者の入替えをお願いいたします。

（執行部　入替え）

○委員長（谷口　徹君）　次に、第９款・教育費中、当委員会関係分について、経済文化交流部から説明をお願いします。

○経済文化交流部次長（田島功一郎君）　皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部次長の田島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第１０６号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第９号中、当委員会に付託されました経済文化交流部関係分につきまして、失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（谷口　徹君）　どうぞ。

○経済文化交流部次長（田島功一郎君）　それでは、一般会計補正予算書の３ページをお願いいたします。

歳出の款９・教育費、項７・社会教育費で補正額１億３０２万８０００円を増額し、補正後の額を１６億８３６万７０００円とするものでございますが、このうち当委員会に付託されます補正額は、令和７年８月大雨関係分の１億１０４万８０００円となります。

次に、少しページが飛びまして、２１ページをお願いいたします。

下段の款９・教育費、項７・社会教育費、目６・文化財保護費で補正額１億１０４万８０００円を増額し、補正後の額を２億７１８４万８０００円としており、当委員会に付託されますものは、右側説明欄の文化財災害復旧事業（８月大雨）分となります。

これは、本年８月の大雨により被災した文化財の復旧に要する経費を補正するものでございます。

内容としましては、国史跡・八代城跡群の一つである古麓町の春光寺にございます、八代城の城代を務めた松井家歴代の墓所の保存修復に９９７６万４０００円、同じく、麦島城に使用する瓦を焼いていた平山瓦窯跡の保存修復に１２１万円を予定しております。

特定財源としまして、補助率１０分の７の国庫支出金７０７３万９０００円、県支出金５０５万２０００円、財政調整基金からの繰入金２５２５万７０００円を予定しております。

なお、松井家墓所の修復につきましては、文化財保護法の規定に基づく許可申請手続や国史跡の価値を失わないための保存修復に長期の作業期間を要するため、年度内の完了が困難となることから、繰越明許費を設定しております。

次に、右肩部に災害対策等に関する特別委員会資料と記載がある資料を御覧ください。

こちらが先般の大雨で被災した文化財災害復

旧に関する資料でございまして、３ページに松井家墓所の石垣及び南側斜面の被災状況、それと、４ページに平山瓦窯跡の被災状況をそれぞれ掲載いたしております。御確認をいただければと思います。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口　徹君）　ただいま説明のあった部分について、質疑を行います。

○委員（大倉裕一君）　参考にお聞かせください。業務委託ということなんですけど、どういった業種の方々にこの業務委託というのは発注されるんでしょうか。

○文化振興課長（米崎寿一君）　文化振興課の米崎です。よろしくお願いいたします。

業務委託の発注先なんですけれども、国指定の文化財等、これまでに史跡の整備、修復等に実績のある事業者のほうで予定をしております。

今回の一番大きな災害が、春光寺のほうの石積みがはらみ出しているというところになりまして、面積的には大体５メーター、５メーター四方ぐらいの規模感の石積みなんですが、その影響がなかったところからちょっと広めに石材を取り出して、それをまた土壌の復旧をした後に元どおりに積み上げるという原状回復の保存修理を行うということになります。

これにつきましては、県内、市内のほうにございます石材のですね、文化財の保存修理の専門事業者様がいらっしゃいますので、そちらのほうに業務のほうをお願いする予定としております。

以上でございます。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　では、質疑は終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　なければ、これより採決をいたします。

議案第１０６号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第９号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（谷口　徹君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１２７号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第１０号（関係分）

○委員長（谷口　徹君）　次に、議案第１２７号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第１０号中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第１０款・災害復旧費について、農林水産部及び建設部から説明をお願いします。

○農林水産部長（豊田浩史君）　それでは、議案第１２７号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第１０号中、当委員会に付託されました第１０款・災害復旧費のうち、農林水産部所管分については村井農林水産部次長が、建設部所管分につきましては蓑田建設部次長がそれぞれ説明しますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○農林水産部次長（村井幸治君）　農林水産部、村井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第１２７号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第１０号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（谷口　徹君）　どうぞ。

○農林水産部次長（村井幸治君）　それでは、一般会計補正予算書に基づき御説明します。

補正予算書の４ページをお願いいたします。

款１０・災害復旧費、項１・農林水産業施設災害復旧費では、補正額１億５４１６万１０００円を計上し、補正後の額を１３億１４７６万１０００円とするものでございます。

次に、２７ページをお願いいたします。

上段の款１０・災害復旧費、項１・農林水産業施設災害復旧費、目２・農業施設災害復旧費では、補正額１億５４１６万１０００円を計上し、補正後の額を４億６７７０万６０００円とするものでございます。

令和７年８月大雨においては、農地には大量の土砂が流れ込み甚大な被害となっているほか、水路や農道等の農業用施設も被災し、営農に支障を来している状況となっており、現在、早期の復旧に努めているところでございます。このたび国の災害査定が終了し、復旧事業費が確定しましたことから、工事費の追加補正をお願いするものでございます。

内容としましては、農地の災害復旧では畑中農地災害復旧工事ほか１件、２６２０万円、農業用施設の災害復旧では新開堰災害復旧工事ほか１３件、１億２６５０万円及び用水仮設ポンプの借り上げ料１４６万１０００円となっております。

なお、特定財源として、県支出金９６２７万４０００円、市債５１９０万円を予定しております。

また、災害査定後の発注となりますことから、年度内に終了することが難しく、併せて全額、繰越明許費を設定しております。

資料として位置図、状況写真等を添付しておりますので、御確認ください。

以上で、議案第１２７号・一般会計補正予算・第１０号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○建設部次長（蓑田正樹君）　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の蓑田でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（谷口　徹君）　どうぞ。

○建設部次長（蓑田正樹君）　それでは、引き続き建設部所管分について御説明いたします。

２７ページの下段の表を御覧ください。

款１０・災害復旧費、項２・公共土木施設災害復旧費、目１・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額３億１７７０万円を増額補正し、１６億２２１６万９０００円としております。

財源内訳につきましては、国庫支出金が２億１１９０万５０００円、地方債が１億５７０万円で、補正額の内訳は、節１４・工事請負費でございます。

続いて、目２・河川施設災害復旧費は、補正額８８１０万円を増額補正し、２億６４２０万円としております。

財源内訳につきましては、国庫支出金が１８７４万２０００円、地方債が６９３０万円で、補正額の内訳は、節１４・工事請負費でございます。

最後に、目３・都市計画施設災害復旧費は、補正額４９２６万７０００円を増額補正し、１億６０８１万７０００円としております。

財源内訳につきましては、国庫支出金が３０１９万２０００円、地方債が１８９０万円で、補正額の内訳は、節１４・工事請負費でございます。

今回の補正は、８月１０日から１１日にかけて発生した大雨により被災しました本庁、坂本支所、東陽支所、泉支所管内にある道路橋梁施設、河川施設、公園施設について、災害査定後の本格的な災害復旧工事に必要な経費を増額補正するものです。

これら施設について、山腹からの崩土や河川の出水などが発生したことにより、道路のり面や路肩の崩壊、舗装や石橋等の損傷、また、河

川護岸や公園施設も損傷するなど、市民生活に大変支障を来していることから、早期に復旧工事を行うものです。

今御説明いたしました内容につきましては、別冊の委員会資料、議案第１２７号、建設部所管分の３ページから５ページに道路橋梁施設災害復旧事業２１か所、６ページと７ページに河川施設災害復旧事業４か所、８ページに公園施設災害復旧事業４か所の位置図と状況写真を各支所ごとに掲載しておりますので、御覧ください。

なお、こちらの事業につきましては、年度内完了が見込めず、計上予定額と同額の繰越明許費を設定いたします。

以上、議案第１２７号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第１０号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口　徹君）　それでは、ただいま説明のあった部分について、質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（大倉裕一君）　項目ごとに、一番最後の復旧工事が終わる予定のスケジュールといいますか、来年度何月ぐらいに終わるというところをお聞かせいただければと思います。

○委員長（谷口　徹君）　建設部所管分でよろしいですか。

○委員（大倉裕一君）　建設部、あ、農業もだったですね。農業もしますね。

○委員長（谷口　徹君）　まずは建設部からよろしいでしょうか。

○土木課長（髙田裕樹君）　土木課の髙田です。よろしくお願いいたします。

道路、河川についてまず御説明しますと、１２月中に災害査定の完了が見込まれております。その後、今回の補正予算をいただきまして、工事の発注という形に入らせてもらいまして、できるだけですね、構造、規模にもよりますけど、来年の出水期までには工事を完了させるようなスケジュールでいきたいと思っておりますけど、工事の規模的には出水期をまたぐところもあるかもしれませんけど、できるだけそこを目指して、スケジュールとしてやっていきたいと考えております。

以上です。

○都市整備課長（竹田圭志君）　都市整備課、竹田です。よろしくお願いします。

公園につきましては、一応、今回、年度内に発注を行いまして、標準工期のほうが４か月から５か月ぐらいかかりますので、８月ぐらいに完了を予定いたしております。

以上です。

○委員長（谷口　徹君）　建設部は終わりですかね。

では、蓑星農地整備課長。

○農地整備課長（蓑星博之君）　農地整備課、蓑星です。よろしくお願いします。

農地と農業用水路の復旧の見通しでございますが、既に災害が発生してから、災害復旧事業を申請する前に、農政局と協議を行いまして、幹線用水路とか、幹線排水路の土砂撤去はもう実施しております。これは３５件完了しております。

年明けから、随時、道路ですとか頭首工、それと、残った農地の土砂撤去ですとか水路内の土砂撤去、これは発注を行っていきます。農地と水路につきましては、５月中に完了するような見込みでおります。道路や頭首工、また水路の復旧などにつきましては、全体的に完了するのは来年度中というふうに見込んでおります。

以上です。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、質疑ありませんか。

○委員（谷川　登君）　建設工事で確認ですが、先般の８月の大雨で、矢山線が崩れてです

ね、非常に市民の方からかなり電話が殺到している状況で、そういう中で、復旧の時期とか、分かればお願いしたいんですが。

なぜかというと、ちょうど市が管理するトイレの配管がですね、そこの矢山線で、氷川ダムのところなんですが、切れて、全然来ないというような状況の中で、トイレが使えないで、やっとお願いして、５００リットルタンクを置いて、個人でバケツで流していただくようなことを今現在、観光地としてありますので、いつ頃水が来るのか、市民の方から問合せがあっておりますので、その辺を聞かせていただければなと思いますが。

○泉支所産業建設課長（村上誠基君）　皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）泉支所産業建設課、村上でございます。よろしくお願いします。

委員御質問の矢山線につきましては、先ほど土木課長からもございましたとおり、出水期までに、来年の梅雨までに完了したいと目指しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　それでは、意見をお願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　ないようですので、これより採決を行います。

議案第１２７号・令和７年度八代市一般会計補正予算・第１０号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（谷口　徹君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部の方、入替えをお願いします。

（執行部　入替え）

◎議案第１２３号・八代市立坂本診療所条例の制定について

○委員長（谷口　徹君）　次に、条例議案の審査に入ります。

議案第１２３号・八代市立坂本診療所条例の制定についてを議題とし、説明をお願いします。

○健康福祉政策課長（福田裕之君）　皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課の福田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第１２３号・八代市立坂本診療所条例の制定について、失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

議案書のほうは２５ページから２７ページでございますが、別に配付しております、右肩に令和７年１２月１５日、災害対策等に関する特別委員会、議案第１２３号、健康福祉政策課と記載されている資料により御説明いたします。

初めに、条例の制定理由でございますが、令和２年７月豪雨により甚大な被害を受けた坂本町では、地域の医療機能も深刻な影響を受けました。地区内にあった２つの医療機関も被災し町外に移転したため、医療機関のない無医地区となり、地域住民の生活と健康を支える基盤が著しく損なわれました。

こうした状況を踏まえ、坂本町における医療提供の安定的な体制を確保し、令和２年７月豪雨からの創造的復興の中心的な役割として、地域住民の健康や交流の拠点となる診療所を令和８年３月１日に開設するに当たり、当該診療所の設置、管理に関し必要な事項を定める条例の制定を行うものでございます。

次の診療所の概要の説明の前に、現在の坂本地域における医療提供体制について説明をさせていただきたいと思います。

現在の坂本地域における医療提供体制としましては、デジタル医療ＭａａＳ推進事業によりＭａａＳ車両を運行し、巡回診療を行っているところです。

このデジタル医療ＭａａＳは、病院から看護師を乗せて拠点となる公民館などに赴き、車両内で遠隔診療機器を使用しながら、看護師が病院にいる医師の指示の下、オンラインで問診や診療を行っております。

なお、坂本診療所が開設すると坂本地域の無医地区が解消されますことから、医療ＭａａＳ事業は診療所の開設から１か月の移行期間を置いた令和８年３月末をもって終了することとしております。

診療所の概要の説明に戻ります。

診療所の名称及び位置ですが、名称は八代市立坂本診療所であります。また、位置は、坂本町坂本４１６１番地１で、再建後の坂本支所内の１階に設置いたします。

診療所の配置図を２ページ目の上段に掲載しておりますので、御覧ください。

再建後の坂本支所１階の平面図です。黄色で着色されている場所が坂本診療所の設置場所になります。診療所の正面から出入りが可能で、診察室や処置室などを配置しております。

１ページにお戻りください。

次に、診療日と診療時間ですが、診療日は休日と年末年始を除く毎週火曜日と木曜日の週２日で、診療時間は午後０時３０分から午後４時までとしております。

また、診療につきましては、八代郡市医師会との委託契約により派遣される医師によって内科診療を行うこととしております。

診療日数や診療時間の設定に当たりましては、これまでの医療ＭａａＳの利用状況や各地域における巡回診療の受診状況、医療機関への受診状況などを踏まえて検討を行ったところです。これらの実績から週に４０人程度の診察が見込まれたため、診療を委託する八代郡市医師会と協議した結果、対応可能な診療体制として設定をしております。

診療所の開設により、これまで医療ＭａａＳにより慢性疾患の方を中心に月に１回程度のオンライン診療を行い、注射などの処置は行っておりませんでしたが、診療所では週に２回の機会で一般診療も含めて対面での診療が可能になります。なお、診療や薬の処方など運営方法の詳細につきましては、現在協議を進めております。

開設後の受診動向や地域の医療ニーズの状況によっては、診療体制の見直しが必要となる場合もありますので、関係機関と協議を行いながら適切に対応していきたいと考えております。

次に、条例の施行期日は、坂本診療所の開設日の令和８年３月１日としております。

最後に、開設までのスケジュールについて御説明いたします。

度々ページが前後して申し訳ありませんが、２ページ目の下段をお願いいたします。

スケジュール中のブロック矢印の一番上のデジタル医療ＭａａＳは、先ほど御説明しましたように、診療所の開設から１か月の移行期間を置いた令和８年３月末までの運行をもって終了します。

また、その下の診療業務を委託する八代郡市医師会などの関係機関との協議や必要な医療機器などの購入、今回の定例会への条例提案、制定を経て行う保健所への開設許可の申請など、令和８年３月１日の開設に向けて順次、準備を進めているところであります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口　徹君）　それでは、ただいま説明のあった部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（大倉裕一君）　説明を聞きながら、条

例改正の何か運用に当たっては、条例改正の何か必要もあることからというような説明があったところがちょっと聞き取れなかったんですけど、もう一度、そのところを御説明いただけないですか。

○健康福祉政策課長（福田裕之君）　こちらは、開設後、今、週２回の診療、火曜日と木曜日の午後で診療を今予定をしているところでありますが、今後の受診の動向でしたり地域からの医療ニーズによりましては、そこの体制とか診療日数とかを変更する可能性がありますので、そこにつきましては関係機関と協議を進めて適切に対応していきたいと。そうなれば、今、条例上、診療日と診療時間というのを条例のほうに規定しておりますので、そちらのほうも改正が必要になるかと考えております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君）　今の説明を聞くと、条例を改正する余地もまだ残ってますよということだろうというふうに思って、理解させていただきたいと思います。

私も、ずっと前期の、このＭａａＳですね、坂本町に診療所をつくってほしいというところからずっと関わってきてるんですけども、やっぱり診療日の火曜日と木曜日というところには少し疑問といいますか、要望したいところがあって、火曜日と木曜日って中１日しかないんですよね。木曜日から火曜日となると中４日になってしまうんですよ。中４日間、病気にかかって我慢せろという話なのかというふうになると、やっぱり違うのかなと。より地域の皆さんのニーズに沿うんであれば、金曜日とかに、片方ですね、例えば月曜と木曜とか、火曜と金曜とかというふうにしたほうが、中３日と中２日というような状況になっていくので、私とすればそっちのほうが地域の皆さんの希望といいますか、ニーズに合うんじゃないかと。緊急の場合はやむを得ず救急というような形があるんでしょうけど、等間隔のほうがいいかなというふうに現時点では思ったところです。

意見的なところも含めましたけど、答弁はまた、要りませんので、そこは。

○委員長（谷口　徹君）　意見でよろしいですか。

○委員（大倉裕一君）　はい。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、ございませんか。

○委員（谷川　登君）　施行の期間が令和８年３月１日から施行されるということで、非常に坂本の皆さんがお待ちになっているかと思いますけれども、先ほど委員のほうからお話がありましたように、火曜日と木曜日というのは、やはり救急の場合もございますし、その中で診療の医師との委託契約、派遣する委託診療者は内科ということになっておりますが、これは八代の医師会の宮原というようなことで理解するんですが、総合病院とか労災病院の医師の派遣はこれに入っているんですか。

○健康福祉政策課長（福田裕之君）　今回、坂本診療所の委託につきましては八代郡市医師会との委託契約になりますので、総合病院、労災病院のほうは入ってございません。

○委員（谷川　登君）　ということは、宮原の医師会から火曜日と木曜日にこの診療に行くということで理解していいわけですね。

○健康福祉政策課長（福田裕之君）　直接診療に来られるのは八代郡市医師会からの派遣の医師になります。ただ、そこの診療からの連携機関としましては、総合病院、労災病院のほうは申請をさせていただこうかと考えているところでございます。

○委員（谷川　登君）　今なぜこれを、医師の、病院の名前を聞いたかというと、今現在、五家荘のほうで、約１時間かけて先生が総合病院、労災病院、医師会から派遣されて、ごかぐるまで移動して、１時間かけて夕方帰ってき

て、そういう中で、本当に医師不足の中で対応できるかなという心配も。この医師は坂本のほうにも派遣されるわけですか、内科の先生は。

○健康福祉政策課長（福田裕之君）　坂本診療所のほうに週２回、医師のほうが派遣されて、火曜と木曜日の午後については医師が常駐されて診察を行われます。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　質疑がなければ、意見のほうをお願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　意見はないようですので、これより採決いたします。

議案第１２３号・八代市立坂本診療所条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（谷口　徹君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部の方は御退室をお願いいたします。

（執行部　退室）

○委員長（谷口　徹君）　以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

◎令和２年７月豪雨及び令和７年８月大雨に係る災害対策等に関する諸問題の調査（坂本支所等整備に関する進捗状況について）

○委員長（谷口　徹君）　次に、特定事件であります令和２年７月豪雨及び令和７年８月大雨に係る災害対策等に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

本件について、１件、執行部から発言の申出があっておりますので、これを許します。

それでは、坂本支所等整備に関する進捗状況について、説明をお願いします。

○復興整備課長（坂井宏全君）　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）復興整備課、坂井です。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座の上、説明させていただきます。

○委員長（谷口　徹君）　どうぞ。

○復興整備課長（坂井宏全君）　令和２年７月豪雨により壊滅的な被害を受け、再建を進めております坂本支所及び坂本コミュニティセンター、また、支所の周辺で整備が進むほかの施設の進捗状況につきまして、御報告をさせていただきます。

それでは、資料、表紙の右肩に、令和７年１２月１５日、災害対策等に関する特別委員会、所管事務調査、建設部復興整備課と記載いたしました坂本支所等整備に関する進捗状況について（建設部所管分）により御説明いたします。

まず、資料の１ページを御覧ください。

再建を進めております坂本支所・坂本コミュニティセンター並びにその周辺施設の配置図となります。図の下側が球磨川、右側の上流から左側へと川が流れております。

被災前の坂本支所は県道より川側に位置をしておりましたが、県道を以前より川側へ付け替えることで山側に支所の敷地を確保いたしました。

また、被災前の支所の１階部分が全て浸水してしまったことで支所機能が停止し、被災直後の被害状況調査や避難指示等の現地指揮拠点が機能しなかった反省から、支所を再建する敷地

は被災水位より高くかさ上げを行い、安全性を確保いたしております。

支所の右側には、隣接する形で坂本地域で４か所目となる災害公営住宅、坂本団地を建設しています。

また、右側、坂本駅を挟んで上流側には、こちらも被災前の庁舎が浸水被害を受けた八代消防署坂本分署が再建されます。

支所の正面入り口横には八代警察署坂本駐在所が建設中、県道を挟み支所の正面一帯には球磨川水系で初めてとなる球磨川坂本地区河川防災ステーションが国土交通省により整備されています。

続きまして、資料の２ページを御覧ください。

再建する坂本支所・坂本コミュニティセンター庁舎の１階平面図です。

中央の正面玄関――風除室と記載されておりますが――から入り、右側が支所、左側がコミュニティセンターとなります。

コミュニティセンターの左側には坂本診療所・健康ルーム、そのさらに左側には八代森林組合南部支所、八代市商工会坂本支所の事務所が入る予定となっております。

資料３ページを御覧ください。

庁舎の２階平面図となります。右側に支所の大会議室と書庫・防災倉庫、その他はコミュニティセンターの研修室、小会議室、調理室などとなっております。

４ページは庁舎の屋上平面図です。

太陽光パネルと非常用発電機などを設置し、また、左側の坂本支所と記載した部分は一段高くして、Ｌ２の水位より高い位置に４００人が一時垂直避難ができる避難スペースを設けております。

資料５ページをお願いいたします。

こちらは令和２年７月豪雨に関する特別委員会におきまして定期的に御報告をしておりました支所等建設工事並びに周辺関連工事のスケジュール資料を更新したものとなります。

令和７年度第３四半期に赤い縦点線で示しておりますのが本日の委員会時点、それより右側が今後の予定となります。

青いバーはそれぞれの工事期間の目安となりますが、坂本支所並びに災害公営住宅坂本団地は今月末が工期となっております。坂本支所は来年２月１６日月曜日の開所、坂本団地は完成後間もなくの入居開始が予定されております。

下から３段目、八代消防署坂本分署は１１月末で完成いたしましたので、仮設庁舎より移転し、今月１日から新庁舎の運用が開始されております。

国が整備する河川防災ステーション、坂本橋につきましても、来年１月頃までの工期が予定されているところです。

先日、国交省と一緒に記者発表を行いましたが、令和８年２月１４日土曜日午後２時から、坂本支所・コミュニティセンター、災害公営住宅坂本団地、八代消防署坂本分署並びに河川防災ステーションの合同落成式を執り行うこととしております。

また、新たな坂本橋並びに道路の復旧・かさ上げ工事が進められている国道２１９号のうち新萩原橋から坂本橋までの区間につきましても、同日に併せて完成式が執り行われる予定となっております。

資料の６ページは、再建中の支所を正面から撮影したものです。施設の概要としましては、左下に書いておりますが、延べ床面積２３０２．０７平方メートル、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の２階建てとなります。

７ページは左右から撮影したもの、このうち右下の写真は庁舎横に建設する倉庫棟で、鉄骨造平屋１８０．４６平方メートルとなります。

８ページは建物の内部の工事状況を撮影したものです。

続きまして、９ページは災害公営住宅坂本団地の外観で、施設の概要としましては、延べ床面積６７３．８８平方メートル、鉄筋コンクリート造３階建て、１ＬＤＫ６戸、２ＬＤＫ４戸の居室を設けて、希望があった１０世帯分を用意しております。

１０ページ、１１ページは国が整備する河川防災ステーションの概要とイメージ図となります。

申し訳ありません、ここで資料の訂正をお願いいたします。１１ページの左側に岩砕約１６００立方メートルと書いておりますが、こちらは１８００立方メートルに訂正をお願いいたします。

支所の正面一帯に球磨川中流区間における災害発生時の応急復旧に必要となる土砂約６５００立方メートル、岩砕約１８００立方メートルが備蓄されるとともに、ヘリポート、駐車場などが整備されます。球磨川水系では初、県内では５か所目となります。

１２ページを御覧ください。

国が整備する河川防災ステーションの上流部分の約４２００平方メートルを活用して、地域の皆さんの憩いの場となるよう、本年度、芝張り工事を行い、川に親しむ広場の整備を進めてまいります。このほか、来年度以降になりますが、坂本駅前周辺のにぎわい創出のための取組をさらに進めることといたしております。

１３ページは今月１日に運用が開始された八代消防署坂本分署の外観となります。延べ床面積４９２．７８平方メートル、鉄骨造２階建てとなります。

１４ページを御覧ください。

架け替え工事が進む坂本橋を４方向から撮影したものです。白く見える橋が被災直後に架けていただいた仮設橋で、もともとの橋の位置に設置されております。その上流の赤い桁の橋が新しい坂本橋であり、もとの位置から１５０メートル上流に、橋の長さ１５６メートル、橋脚が１つの２径間連続トラス橋で、以前の面影を残す姿で整備されております。架設工事は既に終了していますが、取付け道路などの工事が現在行われております。

最後に、１５ページをお願いいたします。

先ほども少し申しましたが、来年２月１４日土曜日に金子国土交通大臣、木村知事をお迎えし、支所周辺の各施設の完成式、落成式を開催いたします。

午前中には、右側になりますが、国道２１９号並びに坂本橋の完成式、午後は、左側の河川防災ステーション、坂本支所・坂本コミュニティセンター、災害公営住宅坂本団地並びに八代消防署坂本分署の合同落成式典を執り行います。

概要につきましては、御覧のとおりとなっております。本特別委員会谷口委員長をはじめ、委員の皆様にも御出席をお願いすることといたしております。当日はよろしくお願いいたします。

発災から５年半ほどが経過し、まだまだ全ての復旧・復興が終わったわけではございませんが、坂本町の創造的復興のシンボルとなる中心施設の整備完了を市内外へ広く発信していきたいと考えております。

以上で御報告、御説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口　徹君）　本件について質疑、意見等はありませんでしょうか。

○委員（谷川　登君）　９ページの災害公営住宅坂本団地、これはもうほとんど仕上がっているような状況の中で、何世帯がここに入られるのか、教えていただければなと。

○復興整備課長（坂井宏全君）　こちらには希望がありました１０世帯分を用意しておりますが、お一人はもう既に県外で再建されております。お一人は現在入院中ということで、最初か

ら入られるのは８世帯。２部屋は空いた状態になるということになります。

○委員（谷川　登君）　６ページの上の工事の状況の中で、コミュニティセンターの進捗状況を書いてありますが、この上の黄色の部分があるですたい、屋上の部分。これは、ちょっと拡大するんですけど読み切らんもんだけん、これ、どういった意味なんですかね。

○復興整備課長（坂井宏全君）　屋上の平面図、４ページにもございますが、坂本支所と黄色で書いております。こちらは、Ｌ２という、最大規模の雨が降って、最大規模の浸水をした場合の高さというのが国交省で出ておりますけども、その高さより上のほうに位置するように、一段高く造っております。ですから、ここは一時的な垂直避難ができる場所と。ここに一時４００人が垂直避難できるように、（「避難場所か」と呼ぶ者あり）はい、造っております。

○委員長（谷口　徹君）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　ないようですので、以上で坂本支所等整備に関する進捗状況についてを終了いたします。

執行部の方は御退室ください。

（執行部　退室）

○委員長（谷口　徹君）　そのほか、当委員会の特定事件について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　なければ、以上で特定事件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

当委員会の特定事件であります令和２年７月豪雨及び令和７年８月大雨に係る災害対策等に関する諸問題の調査については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口　徹君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって災害対策等に関する特別委員会を散会いたします。

（午前１１時３６分　閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和７年１２月１５日

災害対策等に関する特別委員会

委　員　長